

平成30年11月定例会 防災対策特別委員会 (付託)

平成30年12月17日(月)

[委員会の概要]

島田委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針(案)」概要について(資料①)
- 徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針(案)(資料①-1)
- 「徳島県地域防災計画」の修正案について(資料②)
- 「徳島県広域防災活動計画」の修正案について(資料③)

朝日危機管理部長

私からは3点、御報告を申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針案概要についてでございます。1、趣旨の2行目、地震対策につきましては、突発対応を基本としておりますが、気象庁から臨時情報が発表されることとなり、この情報を活用することによりまして、住民の皆様への事前避難などを行うことで被害を軽減させ、切迫する南海トラフ巨大地震からの死者0を実現するため、策定をするものでございます。

2、防災対応の考え方を御覧ください。(1)臨時情報発表時の住民行動といたしまして、①に記載のとおり、全住民にまず警戒態勢をとっていただく。②でございますが、半割れの場合、これは南海トラフの東側でマグニチュード8クラスの地震が発生した場合などを想定したものでございますが、条件により避難することといたしております。また、南海トラフ沿いでマグニチュード7クラスの地震、一回り小さい地震が発生した場合を想定をしました、一部割れなどの場合につきましては、自主避難又は警戒態勢継続と考えております。避難行動の考え方でございますが、想定する災害は津波と地震の揺れ、避難レベルにつきましては避難すべきと避難が望ましいの2段階に設定をいたしております。避難対象区域は全県といたしまして、北部・南部の津波浸水区域と津波浸水区域外の3区域に分類をいたしております。避難対象者は県内全域の住民の皆様を対象に、三つのグループに分類をいたしております。避難期間は1週間程度。そして、お示しの方法につきましては、避難行動をタイムラインで整理することといたしております。ページ中段には半割れの場合の災害リスクごとの避難行動一覧を記載してございます。(2)臨時情報の理解促進や県・市町村における情報発信等について示すとともに、(3)避難環境の充実、(4)多様な訓練等の実施において避難所の環境向上や訓練の実施による避難行動の見直しにつきまして、お示ししているところでございます。

最後に3, 今後に向けてでございますが, 市町村の防災対応として, 国や県の対応方針, 国が策定をいたしますガイドラインを基に, 検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。詳細につきましては資料1-1, 徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針案を御参照いただければと存じます。今後, 議会での御論議を踏まえ, 策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に, 資料2を御覧ください。徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。1, 地域防災計画につきましては, 災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり, 県防災会議で決定するものでございます。県・国・市町村など防災関係機関が, 災害予防, 災害応急対策, 災害復旧復興について対処すべき事項を定めたものでございます。

2, 主な修正項目の(1)平成30年7月豪雨, 北海道胆振^{いぶり}東部地震等を踏まえた施策・取組に関する事項を御覧ください。まず, 応援体制の整備といたしまして, 徳島県災害マネジメント総括支援員制度に基づく体制整備, 受援体制の整備といたしまして, 体制や役割分担, 具体的な活動拠点をあらかじめ取り決めておくなど, 実効性の確保を図るものでございます。また, ページ中段の災害時の情報提供といたしまして, 自主防災組織や県民の皆様に分かりやすく十分伝わるよう, 工夫を凝らした情報の提供などを記載をいたしております。ページ下段でございます。大規模停電時への備えといたしまして, あらゆる機会を捉えた普及啓発, 非常用電源の確保等, 業務の継続に向けた取組を記載いたしましたところでございます。

裏面をお願いいたします。避難対策といたしまして, 平成29年度に策定をいたしました徳島県広域避難ガイドラインに基づきます, 広域避難を明記いたしました。(2)防災基本計画の修正に伴う事項では, 国の修正事項を反映いたしまして, 水防法の改正, 昨年7月, 福岡県と大分県で甚大な被害が発生した九州北部豪雨を踏まえた修正を行うことといたしております。

以上の修正につきましては, 今議会での御論議を踏まえまして, 来年1月開催予定の徳島県防災会議にお諮りをするものでございます。

資料3をお願いいたします。徳島県広域防災活動計画の修正案についてでございます。

1, 徳島県広域防災活動計画につきましては, 南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震発生時に, 本県に投入される県外の自衛隊・警察・消防等の各部隊, 医療や物資等の支援につきまして, 迅速かつ効果的に実施できるよう, 進出拠点やルートなど受入れに必要な事項を定めるものでございます。

2, 主な修正項目の西部防災館別館完成に伴う修正事項でございます。去る12月8日に西部防災館別館が完成したことを受けまして, 物資調達に係る計画として, 西部防災館別館を広域物資輸送拠点に, そして緊急輸送ルートに係る計画として, 西部防災館別館へのアクセス道路を緊急輸送ルートに, それぞれ追加するものでございます。

以上の修正につきましても, 今議会での御論議を踏まえ, 来年1月開催予定の徳島県防災会議にお諮りするものでございます。

以上, 御報告を申し上げます。よろしく御審議のほど, お願いを申し上げます。

島田委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡田委員

先ほど御説明いただきました、資料1の南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針ですけれども、まず南海トラフ沿いに異常な現象があった場合に、気象庁が出す臨時情報を活用して、事前避難など被害を軽減するための対応策をとるという話なんですけれども、まず、この気象庁が出す臨時情報ということについて、御説明していただけますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

南海トラフ沿いで異常な現象があった時に気象庁が出す臨時情報についての御質問でございます。過去の南海地震の例では、1854年の安政東海地震では、その32時間後には安政南海地震が発生しておりまして、また1944年の昭和東南海地震の2年後には、昭和南海地震が発生するなど、大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生しております。現在の科学的知見では南海トラフ地震発生の時期、発生場所、規模を確度高く予測することはできないところであります。臨時情報ですけれども、南海トラフ地震に関連する情報というものでございまして、臨時情報につきましては、大規模地震の被害の甚大さを踏まえ、不確実ではあるものの県民の皆様は大規模地震に備えた行動をとっていただくことで、被害の軽減をすることを目的に、南海トラフ沿いで大規模地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まっていると評価される異常な現象が観測された場合に、気象庁が発表するものでございます。臨時情報の対象となる、南海トラフ沿いの異常な現象としましては、国から示されておるのは、まず半割れで、こちらにつきましては、南海トラフの東側又は西側の領域でマグニチュード8クラスの大規模地震を想定しておりますけれども、こちらが発生した場合。次に一部割れで、南海トラフ沿いで大規模地震に比べ一回り小さい、これはマグニチュード7クラスを想定いたしておりますけれども、こちらが発生した場合。それとゆっくりすべりで、東海地震の判定基準となるような、プレート境界面でのすべりや、これまで観測されたことのないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定いたしておりますけれども、こちらなどが示されているところでございます。

岡田委員

ということはその半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりとかいうような状況が見られた時に、国のほうから臨時情報が出されるという話ですね。そうしたら、臨時情報を受けて県が防災対応方針をとるという流れでよろしいのでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

県におきましては、本日お示しさせていただいております対応方針案でございますけれども、ただいま御説明させていただいた三つのケースの臨時情報につきまして、住民避難等の防災対応に生かすために、策定を検討しておりますところでございます。先ほど部長から説明をさせていただいたんですけれども、詳しく説明をさせていただきます。まず、臨時情報につきましては、県民の皆さんの命を守るために事前避難などを行うことで、被害を

軽減するために策定するものでございます。臨時情報発表時の県民の方の行動といたしましては、まず警戒態勢をとっていただいて、半割れの場合は条件によって避難していただくと。それと一部割れ、ゆっくりすべりの場合は、自主避難又は警戒態勢を継続していただくことを考えております。避難行動の考え方は、先ほども説明がありましたけれども、想定する災害といたしましては、津波又は地震の揺れでございますけれども、土砂災害や家屋倒壊を想定いたしております。これらにつきましては、避難行動の標準モデルとしてお示しさせていただいておりますけれども、先ほど御覧いただいた資料1の中段の表を御覧いただけたらと思います。半割れのケースでございますけれども、避難レベルにつきましては、津波到達までの避難が可能かどうか。お住まいが土砂災害警戒区域内にあるかどうか。お住まいの耐震性によって、避難すべき方、避難が望ましい方及び警戒態勢をとる方に分類をいたしております。なお下の米印に書いておりますとおり、自力で避難が困難な方や、津波到達予定時間が短時間である沿岸南部の要配慮者の方につきましては、不測の事態に備え避難すべき方という分類で考えております。また避難対象区域につきましては、県内を三つの区分に分けて、沿岸部の津波浸水区域を北部・南部に分け、津波浸水区域外の内陸と合わせて3区分となっております。また、避難対象者は県内全域の皆様を対象に、自力避難困難、自力避難可能な要配慮者、一般の方を三つのグループに分類をいたしております。避難期間は1週間程度で、県民の皆さんへのお示しの仕方としては、先ほども説明がありましたように、タイムラインでお示しをさせていただいておりますが、その例を御覧いただけたらと思います。今回お配りさせていただいております資料1-1の21ページを御覧ください。こちらにつきましては、半割れの場合の住民の避難行動モデルで、県南部の津波災害警戒区域内のモデルでございます。リスクごとに、そこで避難する方、避難が望ましい方、警戒態勢をとる方に分けておりまして、避難行動を縦軸に取っております。一番左に地震発生からの時間軸を書かせていただいておりますけれども、避難すべき方では地震発生後、津波警報等が発表され避難場所に避難している間に臨時情報が発表されることとなります。地震津波警報・注意報が解除された後、避難所に移動していただいて、臨時情報が継続した状態で約1週間避難所生活をしていただく形となっております。また、その横に避難が望ましい方、警戒態勢をとる方は御覧のとおり、避難すべき方と異なる避難行動となっております。これ以外のケースや、他の地域のモデルにつきましては、巻末にお示しさせていただくので御参照いただけたらと存じます。

岡田委員

たくさん説明いただいたんですけれども、まずは臨時情報が出て警戒態勢をとってもらおうということの順番でいくということと、それと今までに聞いたことのない、半割れとか一部割れとかゆっくりすべりとか、これは南海トラフ地震が起こるであろう前兆の東側とか西側での事象が起こった場合にそういうふうな臨時情報が出て、それに準じてそれぞれ警戒態勢をとって避難するべきタイミングを見計らって、まずは自分の判断で逃げてもらうということになるかと思うんですけれども、でもその前に、そういう情報について皆さんに知ってもらうことがまずは大事だし、聞き慣れない言葉がたくさん出てきたり、今まで当然南海トラフの発災後の話又は発災する前のBCPとかいろいろ起こった後の対応策という部分の議論は、皆されていたと思うし、自主防災会の皆さんとかも、皆で助かる方

法というのでいろいろ検討されたところだと思うんです。今回の新しい臨時情報というのを基に、皆さん一斉に地震が来る可能性が高まっているので、それを迎え撃つべくそれぞれが判断しましょうという話なんですけれども、鳴門市においては、地震が起こった後、津波が来るまでに40分ぐらいあるという地域になっていて、鳴門市の中でも津波が来るという沿岸部の皆さんは非常に危機感を持って、本当に自主的に避難計画を立てられていたり、自主防災会の活動とかを一生懸命されていたり、臨時情報に合わせての訓練というのでも、多分、県のほうで前にしてくれていると思うんです。少なくともそれぞれ住んでいる地域の皆さんによって、思っている意識の格差というのかなりあると思うんですが、そのあたりの皆さんの認識の高まりと、それと今説明していただいた南海トラフの異常な現象ということの理解と、それに対応するということについて、これからどのように周知していくのかという部分は、どのように考えられていますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

県民の皆様への周知という御質問でございますけれども、検討会議での議論ですとか、検討に当たってはワークショップとか、県民の方へのアンケートとか実施いたしております。その中で、臨時情報を御存じの方というのは、その時点でのお話ですけれども、少し少ない状態でございますので、こういった方針、現在のところ案でございますけれども、県が今後進めていくに当たっては、住民の皆様のお理解が必要だと考えておりますので、今後、臨時情報、またこの方針ができましたら、周知に努めてまいりたいと考えております。また、地域によって津波到達時間が違う、浸水区域、また浸水区域外というのも違うというお話もございましたけれども、今回の対応方針案の策定に当たりまして、例えば、津波浸水区域でしたら、津波の到達時間が県北部・県南部では違いますので、その辺を加味いたしまして、区域を分けた避難行動モデルを出させていただこうと考えておりまして、また津波浸水、津波の影響のない内陸につきましては、揺れの影響はございますけれども、そういった3区分に分けて検討をいたしたところでございます。

岡田委員

住んでいる地域それぞれの特性を重視しながらの対策をするというお話ですので、是非、その旨で進めてもらいたいと思います。それともう一つ、地震が起こりそうだから、皆さん逃げなさいよというの、当然、命を救う行動として理解はできるんですけれども、でも誰も彼もが逃げられる状況ではないと思うんですね。例えば、農家の人が収穫前の野菜を放ったらかしにして、避難して1週間畑から離れるのかとか、工場で働かれています方とかその経営者もそうですし、また、中小企業で自分の店はどうするのかという御心配をされている方もいるし、その場合の1週間という期間はめどであって、それが決まっているわけでもないの、1週間ぐらいと言われて10日間になるかもしれないし、3日で終わるかもしれないのですが、その場合の社会生活の在り方というか、仕事をしている人に対してはどういうふうに考えられているんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

仕事をしている方の避難について、どう考えているのかという御質問でございます。基

本的には、今回対応方針を策定いたしまして、今後、各市町村等で具体的な対応方針を決めていくことによって、例えば、事前避難ですとか警戒体制をどうとっていくのかというのを考えていくものと思っております。仕事をしている方でございますが、基本、方針によって避難していただくこととなります。県においては、今回、県民の皆様の命を守るということで、住民の避難を重視して考えております。国のほうでは、企業の防災対応につきまして検討し、対応方針案を出しているのですが、例えば、一番厳しい半割れのケースでは、企業は出火防止措置などの施設点検や従業員等の危険の回避、また日頃からの地震の備えの再確認を行いながら、事業を継続していくというところでございます。企業にお勤めの方や、農家の方等いらっしゃいますけれども、基本は避難をしていただくこととなりますが、そういった社会全体の話などがありますので、今後、国のほうで防災対応の基本的考え方や、検討項目をまとめたガイドラインを示す予定と聞いております。そういった内容も踏まえ、市町村と連携し、事前避難の取組など、避難の軽減が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

今後、いろいろな検討という話なんですけれど、まずは命を救う、命を守るというのは自分の意思で守るということですので、当然、この出された情報を尊重して、まず対応するというのが大事だと思いますが、ただ、1週間とか皆それぞれ生活もありますし、農家さんにしても漁師さんにしても、それぞれの全ての財産がそこにあって、それを放ったらかしにすると、少なくとも1週間放ったらかしにすると農家さんにとっては被害が大きくなりますし、また、後のことを考えると、命を守りながらできる処理をして、また復活するということが前提にできれば一番いいのかなと思うんですけれど、この避難をする時に避難所に逃げるのが前提なのか。ただ避難所にこのエリアの方たち全員が逃げるといくなると、避難所の数が非常に少ないと思うんですけれども、避難をしましよと促していますが、戸数として、数として避難する先というものの確保はできているんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今回の対応方針について、事前避難で避難所が足りているのかということでございますが、避難先といたしまして、一つは安全な親類宅とか知人宅というのを想定しておりますが、ただそういった所が確保できる方ばかりではございませんので、そういった場合に自治体等の開設する避難所ということをご想定しております。ただいま御質問の避難所が足りているのかということでございますが、県全体といたしましては、これは飽くまで南海トラフ巨大地震発生時の場合ですが、現在ある避難所で、収容人数は確保できているという状況でございます。ただ、事前避難ということで、今回、例えば避難が困難な方とか、望ましい方とかそれぞれ各地域によって人数が異なってくると思いますし、今回、被害想定で想定している避難所、避難者数というのが、そのまま対象になるわけではないと考えておりますので、今後、市町村と連携いたしまして避難所の確保につきましても、努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

そもそもこの臨時情報が出されたら避難しましょうという、当然、命を守るための行動を自ら取りましょうという部分での話なので、だから、その方たちがどこに逃げるかという部分は、それぞれの地域であったり職場であったりで、ある程度、皆、事前に決まっている所があるんですけど、今までの避難というと、家屋が倒壊されたりして危険な方が住めないから避難しましょう、台風の時にしても災害の危険があるから避難しましょうという話なので、住民全員が避難するということではなかったんですよ。今、課長がおっしゃってくれたように、全員逃げられる場所がありますよという話なんですけれど、それでもやはり、昼間と夜の人口は若干違いますが、そこに住んでいる住民の皆さんが、いざ、この臨時情報が出されて全員避難しましょうという時に、どう考えてもその避難所が足りているという現状ではないと思います。それと、もう一つ前にしないといけないのは、皆、自分の家が耐震であったり免震であったり、震度7以上に耐えられるという、まず頑丈な建物を造れる人は造れば良いと思うし、造れない方だったら近所でどういうふうな建物があるのかというところで、まずはそれぞれが情報収集をして、避難所に行けなかった場合ということも出てくると思うんですけど、その情報を出す前には、かなり地元の皆さんが協議していただいていたいなかったら、臨時情報が出た時の対応というのは、これが出たらパニックになると、すぐに私は思ったんです。やっぱりその時の、逃げないといけない、けどどこに逃げるの、行ったけれどみんな一杯とか。県外の親戚の所の安全な所に行ける方は行ってもらったらいと思うんですけど、そこまで逃げられない場合もある。逃げましょうということ自体は、絶対必要な命を守る行動なんですけれど、その逃げる先の確保と数ということと、そこに1週間居ることになると、避難所に居る皆さんのQOL、クオリティオブライフをどう担保していくのかという部分の課題はものすごい大きいと思うんですけど、そのあたりどう考えられますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

ただいま、避難所の確保と避難所のQOL対策という御質問だったかと思えます。避難される方に対して、避難所を確保していくことが必要ですので、それに向けまして市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。あと、避難所のQOL対策でございますけれども、県のとくしまゼロ作戦緊急対策事業で、避難所の機能強化というメニューがございますので、そちらで避難所の機能の強化の、例えばQOLで言いますと段ボールベッドとか、できるだけ避難所で快適に過ごしていただけるような備品ですとか、そういったものの整備も行っておりますので、市町村に御活用いただいて、避難所の環境の改善に努めていただけたらと考えております。

岡田委員

今まで発災する可能性は高いと言われながらも、いつ発災するかというところの具体的な状況が描けていなかったのが、今回、このいろいろ前兆が現れるという具体的な事例として、南海トラフ地震が起こる可能性がありますよという部分が出された。そして、その前兆があった場合の避難をどうしていくという話が出てきたので、今までしないといけないけどできていないよという部分があったり、まだ少し時間があるよと思われていた部分、いやそうじゃないよ、もっと即座にできるような対策をとっていかないと命を救う

ことができませんよというような、事前情報が出されるということになってきたと思いますので、今おっしゃっていただいた避難所の話で、徳島県が一生懸命取り組んでいるのも分かっているんですけど、やはり全部の避難所でできているかと言ったらそうではない。徳島県は台風の被害もありますので、沿岸部だけでいけるかと言えば、いやそうじゃないよという部分があります。ただ、今回、地震の部分だったら西の山間部のほうでの備蓄している部分も出してもらって、いざという時にはやり繰りができるという環境にするためにも、少なくとも備蓄数を増やしていくということが絶対条件になってきた。地震で3日間の食料というふうに備蓄されていますけれど、今回1週間になりましたよね。ということは、やはりその延びた分だけ備蓄数も多くなってくるし、対象者も今までは全戸対象ではなくて、今回は全戸対象になってくる話なので、絶対数がものすごく増えてくる。まずは自分たちが事前避難なので家から何を持って逃げてきてもらうかという部分をもう一遍再検討してもらおうということと、発災ではなく発災前なので、持って逃げるのが少なくとも可能な環境の中にあって、水、食料、衣類、薬とかという物は持ってきてもらうという在り方の情報提供という部分で、本来ならば、地震発災後にもそれを持って逃げてもらっていいですけど、今言ってるのは、発災後はまずは命を守るという話をされているので、その辺の状況に応じての取組の仕方という部分もいろいろ自ら考えてもらおうということと、県民の皆さんに働き掛けをしていただかないと、臨時情報が出たから早く皆さん逃げてもらおうよという時に、必要な物を持って行かずに緊急時と同じような行動をとるというのではなくて、その時にはこういう物を持ってきてくださいねということと、避難備品リストみたいな何を持って逃げるのかみたいなものをいろいろ作ってくださっているがあるので、その中で選んでできるような情報提供。1週間の自分の避難生活が不自由なく送れる物は家から持って行くんだなという部分の考え方と、いざ地震が起こった後の逃げてよという部分で、備蓄等々も変わってくると思うけれども、考えている以上に長い期間になるので、そのあたりの対応というのも、今、市町村さんともというような話で、それは県が大きな指針を示していくべきだと思う。避難してよと言われても、避難するよりやっぱり家で居たほうが良いということにならないように。そしてもう一つは、高齢者の方で福祉避難所と言いますか、ある程度施設の整った所でないと避難できないという方もいらっしゃいますので、その数というのも事前に把握できると思うので、福祉避難所での利用者又は近くの施設の利用者という部分は、個人情報があつてなかなかその把握というのに壁があるのは事実でしょうけれども、事前に分かる命を確実に助けてもらえる方法というのを、是非、検討していただきたいなと思います。ただ、今いろいろ言いましたけれども、この防災対策方針に強制力と言いますか、効力というのはあるのですか。これが出されたから絶対こうしなければいけないという強制力というのはいくらあって、どういふふうな対応をしなければいけないということになるのでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今回の防災対応方針に強制力があるのかという御質問でございます。今回、策定を予定しております県の防災対応方針は、徳島県の地域特性を踏まえ、県や市町村などと連携して、取組を進めるための指針でございます。なお、具体的には今後は、国のほうから防災対応の基本的考え方とか、検討すべき項目をまとめましたガイドラインが示されますので、

それを踏まえまして、市町村と連携いたしまして、住民の避難などについて取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

連携してということ、それとこれから国のほうも策定されるガイドラインがあるということですので、是非、情報収集を早めていただきまして、そしてまた、情報提供も早くしてもらいまして、それについて協議していただきたいなと思います。この防災対策方針なんですけれど、いつ来るか分からないと言われている南海トラフ地震の話なんですけれども、この取りまとめというのは、今案で出されていますけれど、いつ取りまとめる計画なんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今回の防災対応方針につきまして、いつ取りまとめるのかという御質問でございます。今回、委員会に出させていただいております防災対応方針につきましては、本議会や検討委員会で提案を御議論いただいておりますが、そういった議論も踏まえまして、年内を目途に策定作業を進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

年内にこの方針を策定されるという話なんですけれど、それはもう完結ではなくて、いろいろな状況が変わってきたら、その方針というのに足していたり、変更したりということは検討されるんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今回の防災対応方針案につきましては、今後、国もガイドラインを出す予定でございますので、そういった変わってくる事情も踏まえまして、適宜、変更していくものになると考えております。

岡田委員

分かりました。やはり徳島県、また徳島県内の市町村それぞれの地域の差もございますので、それに応じた対応方針となるように、是非、取組を進めていただきまして、徳島県民の命を必ず守る、そしてまた、県民の皆さんが必ず自分の意思で避難をするところを尊重できるような避難所の環境づくりであったり、企業さんとの連携であったり、いろいろな部分での調整等々もできるように、是非、お願いしたいと思います。それともう一点、先ほど避難行動のタイムライン、21ページに資料があるんですけど、今回の台風とか豪雨災害の時に、タイムラインを活用して高齢者の方を避難させて、無事に全員避難が終わったという市町村があったと思うんです。やはりそのタイムラインという考え方、今回ここにも出てはいますが、想定される時間に応じて行動を決めていくという話なんですけれど、その市町村の町名を忘れちゃったけれど、その方は天気予報を見て、自分の所が水害が起こると思ったので、一人暮らしの高齢者の方を一人ずつ先に避難所に避難させて、その結果どうなったかと言うと、その町、村だけは全員助かっているんですね。山

間部だったと思うんですけど、結局そのタイムラインという考え方の在り方というのを広めていただくと、皆さんが想定して、例えば、今までだったら地震はいつ起こるか分からないからタイムラインが作りにくかった災害だと思うんですけど、今回、臨時情報を出していただくと、1週間という時間の経過を追って避難しましょうよという部分が示されたわけなんです。そうあることによって、今回も30分後とか1時間後とか1日後、2日後というふうに時系列でしないといけないこととか、想定されることをシミュレーション的に出してもらっていますけれど、今までは何となくだったものが、具体的に描いていけるようになると、しなければいけないということが分かってくる。先ほど言ったように、避難する時には何を持っていかなければいけないかという、自分が用意しないといけない物というのも見えてくると思うので、是非、避難行動モデルの中での、しかもタイムラインでの時間を時系列で、そういうふうなことがあるという部分をこれからも役立てていただきたいと思うんですけど、今後の展開として、タイムラインの住民への示し方という部分で、どのようにされていくのか計画はありますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今回、お示しさせていただいているのはモデルということでございまして、具体的には、今後市町村で具体的な、地域の実情に応じたタイムラインと言いますか、行動というのを検討していくことになろうかと思えます。こういう形でそれぞれ地域や、ケースごとに示しておりますので、この対応方針案、タイムラインも含めまして市町村に周知を行いまして、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

想定するなと言われているので、これを想定というかモデルケースにされるとまた困るんですけど、ある程度どういうふうな行動をとらなければいけないかという部分でのシミュレーションと言いますか在り方という部分での考え方としては、非常に有効ではないかと思うので、できたら訓練とかで、いざ臨時情報が出ましたというところから、じゃあ自分もどうしなければいけないというのは、各地区で描いていける訓練とか、1回考える時間というのが取れば、もう少し避難する部分での行動が見えてきやすくなると思うので、いろいろな情報を得ながら、そしてまたいろいろな方法を活用しながら、県民の命を守っていただくということに努めていただいて、そしてもう一つは、年内に方針を作ってくれるという話なんですけれど、本当にいつ来るか分からないという部分で、段々この緊張感が高まってきた感じがありますので、本当に時間の1分1秒を大切にしながら、是非、対策をとっていただくよう要望して終わります。

岩丸委員

美馬市の西部健康防災公園内にある西部防災館なんですけど、先日12月8日にオープニングセレモニーがありまして、私も出席をさせていただきました。確か、本館がこの春先にオープンして、西部防災公園でのいろいろな施設はもうできたのかなと思うわけでありまして、なかなかすばらしい施設が出来上がったなあということでありまして、知事からも、開会日の説明の中でも語られておりましたけれども、改めてこの西部防災館の目的と概要

について御説明いただけたらと思います。

北村とくしまゼロ作戦課長

岩丸委員さんから、西部防災館の目的と概要についての御質問を頂きました。県立西部防災館につきましては、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などの大規模災害や、県西部における豪雨災害・土砂災害などに備えるべく、県西部圏域の美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町の結節点に位置する西部健康防災公園において整備を進めてまいりました。先ほどおっしゃっていただきましたように、本年4月に本館が完成いたしましたのに続き、去る12月8日に別館が完成いたしまして、全面オープンということになったところでございます。西部防災館の概要でございますけれども、平時には県民の防災啓発と健康増進を推進するため、防災に関する意識の啓発や知識の普及を図り、本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、健康の保持や増進など、福祉の向上にも寄与するところがございます。また、災害時には西部健康防災公園に集結した応援部隊の活動拠点となるとともに、南海トラフ巨大地震の際の沿岸地域の後方支援機能も備えておりまして、県西部圏域の広域防災拠点として活用したいと考えております。特に、西部防災館の別館でございますけれども、県有施設としては初めてとなります大型トラックの進入が可能な物資集積施設となりまして、発災後に送られてくる支援物資を迅速かつ効率的に搬入・配送することができるため、別館の完成によりまして西部圏域の地域防災力の強化、また南海トラフ巨大地震の際の沿岸地域への後方支援機能の強化が図られることになると考えております。また、平時は屋内運動施設としてフットサルやテニスなど、県民の皆様の健康づくりに御活用いただけます。正に、平時と災害時両面において利用できるリバーシブルな施設でございます。今後、この西部防災館を西部圏域における防災の要といたしまして、地域防災力のより一層の強化に取り組んでまいります。

岩丸委員

御説明いただいたとおり、見せていただいたら本当に素晴らしい施設で、大型トラックも十分に入るだろうなと思いますし、平時のフットサルやテニスのコートも本当に良い施設だなと。あそこをどんどん活用していただけたら、本当に良いだろうなと。周辺も相当広い更地みたいな所があるので、本当に良い施設だなというふうに思うんですが、今回、この委員会で報告を頂いた中で、西部防災館別館が完成したことによる、広域防災活動計画の修正というのがあるのですが、これについて少し具体的に御説明いただけますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今回の西部防災館別館が完成したことに伴う、広域防災活動計画の修正についての御質問でございます。まず、広域防災活動計画について御説明をさせていただきます。広域防災活動計画につきましては、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震発生時に、本県に派遣される県外の自衛隊・警察・消防など各部隊の救助活動や、医療・物資・燃料の支援などの応急対策を迅速かつ効率的に実施できるよう、進出拠点や緊急輸送ルートなど受入れに必要な項目を掲げたものでございます。今回の広域防災活動計画の修正でございますが、先ほど御説明いたしました西部防災館別館が完成したことを受けまして、広域物資

輸送拠点に西部防災館別館を新たに追加するとともに、そのアクセスルートを緊急輸送ルートに追加するものでございます。広域物資輸送拠点でございますけれども、大規模災害時に国が行うプッシュ型支援などで送られてくる支援物資を受け入れるとともに、各市町村に向けて送り出すための県が設置する拠点でございます。今回、広域防災活動計画を修正し、西部防災館別館を西部圏域では初となる、広域物資輸送拠点として位置付けることにより、大規模災害にプッシュ型支援による支援物資の受け入れが可能となりますとともに、西部圏域の地域防災力の強化、また南海トラフ巨大地震発災時の沿岸地域の後方支援機能の強化が図れるものと考えております。今後は、議会の御論議を経て、来年1月開催予定の防災会議に諮る予定でございます。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時に、西部防災館別館の機能が十分に発揮できますよう、関係機関とも連携を取りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

岩丸委員

広域防災活動計画は、目は通したことあるんですが、はっきりと覚えていないところがあるので、もう一度説明いただいたらと思うんですが、広域物資輸送拠点を西部防災館が今度新たに追加されるということですが、他にどんな施設があるのでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

現在、広域防災活動計画で定められております広域物資輸送拠点が、あとどのような場所があるのかということでございますけれども、現在、計画上で定められておりますのが、県立防災センター、また、鳴門総合運動公園の陸上競技場、野外交流の郷まぜのおかの南部防災館、阿南市交流防災拠点施設、南部健康運動公園の屋内多目的練習場の5か所でございます。今回、修正ができましたら、西部防災館別館で6か所ということになります。

岩丸委員

北島の防災センターとまぜのおかと、鳴門運動公園と阿南市交流防災拠点施設と、南部健康運動公園と言ったら阿南ですね。

北村とくしまゼロ作戦課長

私言い間違ったようでして、阿南市の交流防災拠点施設と申し上げたんですけれど、阿波市の間違いでございます。申し訳ございません。

岩丸委員

分かりました。今、これで6か所目ということなんですが、南海トラフの巨大地震が来た場合でもオッケーと考えているんですか。まだ他に候補地とかいうのはございませんか。

北村とくしまゼロ作戦課長

現在の広域物資輸送拠点で足りるのかという御質問でございますけれども、現在のところ、西部防災館を加えまして、この体制で進めてまいりたいと考えてございますが、今後の状況も見ながら、検討してまいりたいと考えております。

岩丸委員

分かりました。ちなみに私の所はちょうど徳島県の真ん中で、どこに行くのも近いので、そこも調査していただけたら。脇町に行くのも鳴門に行くのも阿南に行くのも、大体1時間まででさっと行ける。入ってくるのがちょっと難しいかなと思うんですけども。それはそれで、いずれにしても今後ともしっかりと取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。それと、これも知事の説明の中にあつたので少しお聞きしたいと思うんですが、全国初の取組として開始された高校生防災士。今年度末には、500名を超える見込みということですが、以前からいわゆる防災とかの勉強会等に出席した時に、片田先生から避難の話で、特に中学生・高校生を中心にした子供たちにしっかりとそういった意識を持ってもらって、まずその子供たちが逃げてもらうような方法、それが非常に大切というようなこともよくお聞きをしたところではありますが、この高校生防災士の取組というのは、非常にいいなと思うんですが、この高校生防災士について、具体的にどんな防災教育、また防災士として認定する基準みたいなものはあるんでしょうか。

林体育学校安全課長

今委員から、高校生防災士の現状、そして認定基準ということについて御質問を頂きました。高校生防災士の現状につきましては、発生の切迫性が指摘されております南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えまして、地域防災の担い手となる人材を計画的に育成するため、全国初の取組として開始し、今年度も150名余りが資格取得に挑戦しまして、今年度末には累計で500名を超える見込みになっているところでございます。活動に際しましては、高校生防災士は県内各全ての高校に設置されている防災クラブを活動の拠点にしまして、地域と連携した防災訓練や防災キャンプ、防災に関わるものづくり。例えば段ボールのトイレでありますとか、防災避難パネル等の作成。またガラス飛散防止フィルムを貼付したり、また親子防災学習の講師をしたり、小学生の防災出前授業などを実施し、地域と連携した防災ボランティア活動に取り組んでいるところでございます。認定防災士の資格認定の基準というものは、特にはございませんが、かなり能力が必要なもので、やはり中学生以上、又は高校生ということで、学校に依頼をしまして、希望を募っているところで、合格率について、ほぼ大半の者が最終的に合格しているという状況でございます。

岩丸委員

特に、私自身も日頃から非常に思っているのが、やはり先ほども議論がありましたけれども、避難ということについてなかなか避難する人が少ないという中で、中学生なり高校生なりがそういう意識を持って、こういう時は避難するんだという意識付けができた場合は、親であったりとかおじいさん、おばあさんでも一緒に避難してくれるのではないかなというふうな気もしていますので、是非、それを今後とも進めていただきたいと思うんです。県内全ての県立中学校・高等学校に設置した防災クラブでは高校生防災士を中心にしていろいろな活動をされているということなんですが、県立中・高ということなので、市町村立中・高の現状というか、そっちでも展開していかなければいけないのではないかなと思うんですが、それに向けての今の状況というのはどのようになっているんですか。

林体育学校安全課長

ただいま、中学校への防災クラブの展開について御質問を頂きました。平成23年度に全国初の公立高校の防災クラブを設置して以来、学校での自主的な活動を行うための体制づくりを推進するとともに、地域に根差した防災ボランティア活動を通して防災の担い手の実践力を図ってきたところでございますが、中学校におきましては、平成25年度以降、高等学校に加えて活動を広げまして、平成30年度現在、38校となっております。今後の展開でございますが、県の南海トラフ・活断層地震対策行動計画に基づきまして、平成32年度には県内中学校、現在82校でございますが、半分を目標値としているところでございます。

岩丸委員

分かりました。基本的に、確かに地震もあるんですけども、その他に台風であったりとか豪雨であったりとか、いろいろ災害が多いだらうと思いますので、そういう意味で先ほどから申しておりますように、子供たちの防災意識という、いわゆる意識付けが今後とも非常に大切だと思いますので、今後とも展開をよろしくお願いしたいと思います。

黒崎委員

避難の質問が出ております。私からも災害対策基本法に基づいた要支援者の名簿の作成と、個別支援計画についてお尋ねをしたいと思うんですが、大体、この話については市町村を中心に今までもやってきておりますし、法律の中でも市町村ということになっております。要支援者の名簿の作成と個別計画について、都道府県の役割というのは、どういうことになっておりますでしょうか。

佐藤保健福祉政策課長

黒崎委員より、避難行動要支援者名簿の作成につきまして、都道府県の役割としてどのような役割があるのかという御質問でございます。避難行動要支援者名簿につきましては、委員からお話がありましたとおり、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、各市町村におきまして、地域防災計画の定めるところにより、その作成が義務付けられているものでございます。現在、各市町村におきまして、その名簿の作成が進められているところでございますけれども、県におきましては、その作成に向けまして、基本的には様々な訓練活動を通じて要支援者の把握ですとか、そうしたことを踏まえて、名簿の作成を促進しているところでございます。県内の市町村におきまして、まだ地域防災計画への位置付けができていないという市町が、現在のところ2市町でございます。このため、私も自ら、先日それぞれの市町をお伺いいたしまして、作成の状況などをお伺いするとともに、今後の作成の予定等について確認したところでございます。両市町につきましては、現在、地域防災計画への策定作業を進めているところでございますので、今年度、若しくは来年度早々に、そうした位置付けがなされるものと考えているところでございます。

黒崎委員

私が聞いたのは、都道府県にはどんな役割があるのかというような話です。その中で、要支援者名簿、2市町がまだであるというようなことでございますが、もう一回聞きます。

都道府県というのは災害対策基本法の中で、要支援者名簿の作成と個別支援計画について、どのように関わっていくのか、あるいはどんな役割を担っているのかということ、もう一回聞きます。

佐藤保健福祉政策課長

災害時に要支援者の方が安全安心に避難できるということ、それから避難所でしっかりと避難所生活が送れるということは、大変重要なことであると考えております。そのために、各市町村におきまして、まずは避難行動要支援者名簿を作成していただく必要があると考えているところでございます。このための取組といたしましては、まず市町村におきまして、しっかりとそうした対象者を把握していただく必要があると考えております。そのことの重要性につきましては、先ほども申しましたが、県における避難訓練の実施、そういった中で、市町村若しくは地域の住民の方にも認識をしていただく取組を進めておりますし、また県におきましても、様々な説明会や研修等を通じまして、市町村に対して働き掛けを行っているところでございます。

黒崎委員

市町村が作成するに当たって、いろいろな助言をしたりするということですね。そういう役割だということですが、それに基づいて質問したいと思うんですけど、今2市町できていないと。まだである、あるいは現在進行形であるというようなことですが、この2市町というのは公表できるんですか。できるのであれば、どこどこがまだなのか。その原因となっていることとは、どういうことなのかをお尋ねしたいと思います。

佐藤保健福祉政策課長

避難行動要支援者名簿が未策定という2市町がどこかとの御質問でございます。現時点で、地域防災計画への反映ができていないということございまして、この2市町につきましても、要支援者名簿の基本となります災害時要援護者名簿という名簿は、作成しているところでございます。その移行作業を現在行っているという状況ございまして、2市町につきましましては、三好市、そして上勝町となっているところでございます。

黒崎委員

三好市と上勝町が地域防災計画の中で、要支援者名簿の作成をどう生かしていくか、まだできていないということですね。これは、やっぱり県がしっかりとサポートをしていただいて、早くできるように協力をしていただきたい。恐らく、先ほどの話によると、既に各市町村を回っていろいろな現状をお調べになっていると。あるいはアドバイスをされつつあるというようなことなので、是非とも、そういった活動の中で2市町、上勝町と三好市が早くできるようにサポートしていただきたいと思うんですが、個別支援計画についても、個別支援計画になってくると大変難しいというのがよく分かるんです。例えば、全体の要支援者の名簿を作って、そして障がいをお持ちの方とか難病の方とか、そういった方々をどのようにフォローして個別の計画を立てていくのか、大変難しいことだと思います。

現に3.11の時にも、消防団、あるいは消防署、あるいは民生委員の方々が何百人もお亡くなりになっているということもございます。しかしながら、国から要支援者名簿の作成は努力義務ではなくて義務だよというようなことになっているんですね。個別支援計画については努力義務というようなことになっておりますので、努力義務であるからやらなくていいということではなくて、これが難しいのは分かっているんです。そういうのは分かっているんですけれど、これにもしっかりと徳島県も関与していく。あるいは協力していく。フォローしていくことが必要ではないかなと思うんです。是非とも、これはしっかりとフォローしていただきたいと思うのですが、今後のこういった対応については、どのような対応をされていくのか。お尋ねしたいと思います。

佐藤保健福祉政策課長

委員から個別計画の策定状況、そして今後の対応等につきましての御質問でございます。個別計画につきましては、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針というものがございまして、その中で、先ほどの避難行動要支援者の名簿情報に基づいて、個別計画を市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することが望まれるとされているところでございます。こうした個別計画をしっかりと普段から策定しておくことが、正に南海トラフ地震ですとか、その他の様々な災害が発生した際に、要支援者の方が安全安心に避難ができる、そして避難所において適切に避難所生活が送れるということにつながっているということで、非常に重要なものであると考えております。一方で、個別計画の策定につきましては、課題ということで、要支援者の方の個人情報の取扱いの関係、要支援者の方によっては、御自身の、例えば障がいの状態とかいろいろな状態を知られたくないというような方もいらっしゃいます。そうした点ですとか、あるいは地域における避難行動を支援する方の存在の確保が困難になっていることがございます。東日本大震災の際にも、避難行動を支援していた方が亡くなったような事例もございます。これは全国的にもマスコミ等で報道はされていることではございますが、地域の方によっては、近所のお年寄りの方を支援はしたいんだけど、いざ南海トラフ地震が起こった時に、自らも避難をしなければならぬ。その中で、どこまで要支援者の方の避難行動を支援できるか不安であるというような声も聞かれるところでございます。そういった点が個別計画の策定につきましては、課題になっているものと考えております。県としての支援ということでございますけれども、現在、こういった課題があるのか地域によってそれぞれ課題が異なる点等もあろうと思いますので、そうした課題を伺いながら、今後の県としての対応につなげていきたいということで、私自身も全市町村を直接お伺いしているところでございます。こうしたことを通じて、市町村に対する支援を継続して、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

黒崎委員

是非とも、しっかりと対応をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、個別支援計画の中での個人情報をどう守っていくのかということではございますが、災害対策基本法の中でも個人情報のことに関して書かれている所があったと思ひます。個人情報は守らなければならないことでありまして、災害に遭った方々が不利

にならないような形というのを、しっかりと守っていかなければいけないのですが、災害が一旦起きてしまったということについて、その時点から、例えば要支援者名簿であったり、障がいの具合であったりということについては、これまた、災害が起きたそれ以後の対応の場合には、個人情報に対して対応の仕方も変わってくるように伺っているんですが、そのところはどうなんでしょう。平時と災害が今起きたんだというような時には、行政も違ったスタンスが取れるということをお伺いしておるんですが、そのところを説明していただければと思います。

佐藤保健福祉政策課長

ただいま、委員より避難支援等関係者への名簿情報の提供について、平時と災害発生時の違いについての御質問でございます。まず平時につきましては、災害対策基本法に規定がございまして、あらかじめ本人の同意を得て名簿情報を提供するというようなことが位置付けられているところでございます。また、市町村におけます条例に特別な定めをしておいた場合には、名簿情報を提供すると。この場合につきましては、本人の同意も前提としては必要がないというような規定がございまして。一方で、災害が発生した場合には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認める時は避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対しまして、名簿情報を提供することが規定されているところでございまして、こうした場合につきましては、名簿情報を提供することにつきまして、本人の同意は必要ないという取扱いとなっているところでございます。

黒崎委員

災害が起きてそれがあがる程度落ち着いた時に、個人情報の使い方について、いろいろな問題が後からまた出てくるようなことでは困りますので、このあたりも市町村と一緒にしっかりと広報していく必要があると思います。是非、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

上村委員

私からも何点かお伺いしたいと思います。先ほど来、問題になっている臨時情報への対応ですけれども、いろいろ科学的な研究も進んで、様々な大規模災害を経験をしていろいろ新しい対応方法が出てきているということで、本当に一歩前進かなと思うんですけれども、その一方で、自治体としてもいろいろやるが増えて本当に大変だと思うので、今年中にこの防災対応方針を決めるということで、私もこの防災対応方針はまだ見たばかりでよく読み込めていないので、議員でもこんな状況で、住民の方への周知からこの方針に沿って計画を作っていくというのは、大変な労力が要るなという事は実感しているところです。その中で、この7ページで2,000人規模の海陽町での津波避難と暮らしに関するアンケートというのをされていますけれども、この中で半割れの際の避難継続とか、一部割れの際の事前避難について実施を試みたということなんですけれども、この実施結果の中で、臨時情報の認知状況というのが約3割だと。これは、海陽町だけの結果ですから、県内全体でどうこうは言えないと思うんですけれども、恐らく似たような状況ではないかなというこ

とで、この臨時情報は一体何なのか、こういった対応をしなくてはいけないのかということ、まず住民のほとんどの方が知っているということも大事だと思うんです。この認知状況を更に上げるために、県としては今どんな対応を考えられているのかということと、先ほど来、黒崎委員も言われましたけれども、要援護者の方への対応で、前回も福祉避難施設の指定が、徳島県は大変遅れているということも問題になったと思うんですけれども、県として、今どの地域にどのくらいの福祉避難施設が必要なのかというような、そういった統計的な把握というのはされているのでしょうか。それと、県内の医療体制の再検討も必要なのではないかと思いますけれども、この大規模災害での医療体制は地域医療構想にも少し出ていますけれども、これではとても不十分だなと今思うんですけれども、この見直しはされる予定はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

北村とくしまゼロ作戦課長

上村委員さんから、県民の方への臨時情報の認知度が低いのではないかと。今後どのように取り組むのかという御質問を頂いております。こちらのアンケートは、夏頃の結果でございますけれども、その後、いろいろ報道等されておりますけれども、県といたしましては、県民の皆様への認知度というのは低い状況であるということを念頭に、今回、防災対応方針を出させていただくことも踏まえまして、県民の方に対し、臨時情報の内容や、また今回策定する防災対応方針につきましても、県民の皆様に分かりやすく周知・普及・啓発ということに努めてまいりたいと考えております。

上村委員

分かりやすく普及・啓発していくと言うんですけれど、その方法はいろいろあると思うんですが、今の時点でこういったことで、どんな取組をやろうと考えられているんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

どのように普及・啓発していくのかということでございますけれども、一つは県におきまして、防災出前講座というものを県民の皆様を対象に行っておりますので、そういった内容に今回の臨時情報、防災対応方針などを入れてまいりたいと考えております。また、市町村のほうで具体的な方針等を決めていただかなければなりませんので、市町村とも連携いたしまして、県民の皆様を知っていただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

佐藤保健福祉政策課長

上村委員より、県内のどの地域にどのくらいの福祉避難所が必要であるかという御質問がございました。県におきましては、福祉避難所の指定ということで、福祉避難所につきましましては原則、耐震・耐火構造等を備えまして、スロープや障がい者用トイレ等の設置によってバリアフリー化された施設でありまして、多くの場合、市町村が社会福祉施設との合意に基づいて事前に行っているものでございます。こうした施設の指定に向けましては、県では平成24年に社会福祉施設等6団体と災害時相互応援協定を締結いたしました。そうした協定の中に福祉避難所の指定の協力を盛り込むなどして、市町村の取組を支援してき

たところでございます。それぞれの地域におけます福祉避難所の必要数につきましては、市町村におきまして、先ほど黒崎委員からもお話のありました、要支援者の状況に応じて福祉避難所の指定が進められているものと認識しておりますけれども、県全体ということで申し上げますと、国のガイドラインで、小学校区に1か所の指定が望ましいということで示されているところがございます。県におきましては平成32年度までに、182か所の指定を目標と掲げているところがございます。これは、平成27年4月1日現在の県内の小学校区を目安とさせていただいて、その目標値を定めているところがございますけれども、今年4月の時点で169施設の指定を行っているところがございます。

西田広域医療室長

先ほど、上村委員から災害時の医療提供体制の見直しについて御質問がありました。現在、災害医療体制なんですけれども、災害拠点病院でありますとか、災害医療支援病院を中心に、それぞれの医療機関が、なるべく資源を最大限に共有して、災害時における医療の提供に努めていくというものでございます。そして、各医療機関の状況なんですけれども、訓練でありますとか、研修とかを重ねておりまして、また各医療機関の状況もどんどん変わってまいります。それぞれの医療機関が提供し得る医療が変わってきまして必要に応じて、こうした医療提供体制の見直しについても検討していくことになるものと考えています。

上村委員

今、福祉避難施設が平成32年度までに182か所としていくということで進められているので、169施設までいっているところなので、県が予定しているところで後もう少しですけれども、これは本当に大丈夫なのかどうかは、やっぱり市町村がしっかりと手を進めて要支援者の名簿が確定をして、どれくらい充足するのかということを出してみないと分からないと思うんですけれども、市町村を含めてこういった名簿の整備が、いつぐらいまでにできるように、県としては働き掛けをしようと思っているんでしょうか。

佐藤保健福祉政策課長

上村委員より、避難行動要支援者名簿の作成はいつぐらいまでということでの御質問であったと思います。避難行動要支援者名簿の作成につきましては、先ほど黒崎委員からも御質問がございましたけれども、県内22の市町村におきまして名簿の作成がされているところがございます。残る2市町につきましても、現在、地域防災計画への反映の作業を進めているところがございますので、今年度、そして来年度前半には、そうした位置付けがなされるものであると認識をしているところがございます。

上村委員

来年度前半までにはということなので、早めに進めていただきたいと思います。それと、先ほど広域医療室から、県内の災害時の医療体制の見直しということで、今地域医療構想でいろいろ動きがあるので、なかなか確定するというのは難しいと思うんですけれども、その地域医療構想の今必要な病床数算定がされていますけれども、これは余り大規模災害時

のことを考慮されていない計画だと思うので、これだけやっぱり南海トラフ巨大地震が近づいているということでは言われているのですから、これまで阪神淡路大震災とか東日本大震災、いずれも本当にベッドが足りない。そういった状況で、助かる命が助けられないことをたくさん経験してきていますので、やっぱりこのベッド削減をしていく方向で本当にいいのかどうか。ここはしっかりと見直しをしていかななくてはいけないのかなと思うところです。これはまた2月に、もう少し私もいろいろ調べて御質問していきたいと思いますので、是非、御検討をお願いしたいと思います。この災害に関連して木造住宅の耐震化。県も補助の金額も増やしましたがけれども、この補助増額の効果はどうなんでしょうか。それと県のホームページでは、今、木造住宅の耐震化は平成25年度の統計では68.7パーセントまでできているということですがけれども、最新の情報が分かれば、是非、教えていただきたいなと思います。

椎野宮繕課長

ただいま、上村委員から木造住宅の耐震化の状況についての御質問がございました。木造住宅の耐震化の事業につきましては、平成16年度から事業を創設いたしまして、事業の充実拡大等、努めてきたところでございます。今年度につきましては、特に本格改修につきまして、補助率を3分の2から5分の4に引き上げるとともに、発災時の火災予防対策の重要性を踏まえた、感震ブレーカーの設置による県独自の支援も加えまして、補助限度額を110万円へと大幅に引き上げる改正を行ったところでございます。この結果、この効果によりまして、今年度11月末現在の状況でございますが、耐震改修の関係の工事、本格改修、それから安全安心リフォーム、耐震シェルター、住み替え等の事業全てをまとめまして、全体で440戸の申込みがある状況でございます。この440戸につきましては、既に昨年度1年間の実績戸数を1割強上回る状況になってございます。特に本格改修につきましては、昨年度1年間の実績の2割強増え、224戸の申込みが行われている状況でございます。それと、県下の耐震化の状況についてでございますけれども、県下耐震化率につきましては、住宅土地統計調査を基に推計してるところでございますが、最新ですと平成30年10月に行っているわけでございますけれども、その結果がまだ出ておりません。今現在のところ、平成25年10月の調査の結果によりまして、77パーセントということになっております。

上村委員

やっぱり補助率を上げたということで、耐震化はぐっと進んでいると。それは大変良いことだと思いますので、引き続き、頑張っていたきたいなと思うところです。木造住宅の耐震化は、まだ今年10月の統計の結果が出ていないということなので、また分かったら、是非、教えていただきたいなと思います。

島田委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(12時04分)

島田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時07分)
質疑をどうぞ。

上村委員

それでは、昨日実施された南部圏域の防災まつりについてお伺いします。防災まつりでは展示体験プログラムがあるんですけど、ここで子供たちに自衛隊の制服を試着させて、記念撮影を行うコーナーがあるということでした。防災まつりの案内のチラシを見た市民の方から何人もが、これは問題ではないかということでは言われましたので、私もこのことについてお聞きしたいと思います。消防士やドクターヘリなどの制服を着る、そういう体験コーナーなら分かるんですけども、なぜ、自衛隊の制服を着るコーナーだけ設けられたのかと。これについて県はどう考えているのか。この点についてお伺いします。

北村とくしまゼロ作戦課長

上村委員から、昨日実施されました防災まつりの自衛隊制服の試着について、どのように考えているのかという御質問を頂きました。南部圏域の防災まつりは、防災減災に関する参加体験プログラムを実施し、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的といたしまして、南部総合県民局及び阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町が主催し、自衛隊をはじめ、警察、消防、気象台、建設業協会、建築士会、日本赤十字社に加え、電気通信など民間事業者や大学・高校などが参加をして、去る12月16日に美波町で行われたところであります。事業の目的を達成するため、「ためす!」「みにつける!」「みる!」「たのしむ!」をコンセプトといたしまして、参加した各機関それぞれが創意工夫を凝らして取組を行ったとお聞きいたしております。もとより、自衛隊は、徳島県地域防災計画でも定めておりますとおり、南海トラフ地震をはじめとする様々な災害におきまして、災害予防、災害応急対策、災害復旧復興などあらゆる場面で地域防災に必要不可欠な存在でございまして、今回の防災まつりにおきましても、目的である地域住民の防災意識の高揚による地域防災力の高揚・向上を図るために取り組んでいただいたものと考えています。

上村委員

自衛隊の任務の中にも大規模災害時の救援や復旧活動、それも確かに入っています。ところが、自衛隊というのは本来は主たる任務が我が国の防衛ということですので、しかも、この自衛隊は安倍政権が強行した安全保障法制で、集団的自衛権行使の任務まで与えられて、PKOでも大変危険な活動を強いられていることは明らかとなってきています。この憲法第9条の下で、集団的自衛権行使を禁じて専守防衛を目的としてきた自衛隊が、今海外に送り出されて武力行使するのかどうか、こういった議論もあるわけです。そういう状況で、実際に海外の危険地帯に送られた自衛隊員の方は、命の危険にさらされているという状況です。そういったことを何も分からない子供たちに、制服を試着させてかっこいい、楽しいとそういった思い出をつくることは、本当に問題だと思うんです。この自衛隊の宣伝については、地域協力本部がいろいろな住民の行事に関わって、とにかく自衛隊の宣伝をするようにとそういったことをホームページでも方針として出していますけれども、この一環ではないかなと思うわけです。確かに、全国各地で防災とかいろいろな行事で、こ

ういった自衛隊の制服を着せて写真を撮る。また、迷彩服を着せるといった所もありますけれども、そういったことで子供たちの教育上もどうなのかといった御心配の声も頂いていますので、今こういう防災の場で、あえて自衛隊の制服を着せて写真を撮る。特に、子供たちを対象にすると。これは非常に慎重にやらなくてはいけないことではないかなと思うところなので、この点については、県の言い分もいろいろあるでしょうけれども、住民の皆さんからも大変心配の声が上がっているということは、是非、知っておいていただきたいと思えますし、実際に南部総合県民局にもそういった苦情が上がっているのではないかと思いますので、これは私の意見として申し上げ、次からは、是非、気をつけていただきたいということを申し上げたいと思えます。それともう一点ですけれども、先日11日に、市民団体の皆さんが知事に対して申入れをしましたけれども、オスプレイが徳島空港に飛来して離着陸したという問題についてです。12月6日の未明に、高知県沖で自衛隊機2機が事故を起こして、結果、乗員皆さんが亡くなられたんですけれども、その内の一人が、まだ息があったのではないかなと思うんですけれども、徳島県内に搬送されて、お聞きしたところ、オスプレイで徳島空港に迎えに来た時点ではもう御遺体になられて、それを収納して引き上げたということなんですけれども、このオスプレイがなぜ使われたのか。また、県民の皆さんも非常にびっくりしているんですけれども、事前にお知らせがあったのかどうか。この点についてお伺いしたいと思えます。

島田委員長

小休します。(13時14分)

島田委員長

再開いたします。(13時14分)

上村委員に申し上げます。当委員会の付議事件は、南海地震対策をはじめとする防災対策に関する調査についてであります。したがって、当該付議事件に関しての質疑ということに御留意をお願いいたしたいと思えます。

上村委員

この問題については、事前に総務課長さんにお伺いをしまして、付議事件ではないかも分からないということをおっしゃったんですけれども、オスプレイは防災訓練なんかで他県で使われたりもしていますし、今回は米軍のオスプレイが来ていますので、仮にもし、徳島県沖で米軍機の事故などが起こってれば、防災上も大変危険な問題だと思いますので、こういうことがないように、是非、国にも申し入れしていただきたいということで、付議事件ではないということで、答弁はしていただけないようですので、意見だけ申し上げて終わらせていただきます。

岩佐委員

私から一点、道路整備に係る質問をさせていただきたいと思えます。まずその前段といたしまして、午前中の話にもあったんですけれども、西部防災館の別館ができたということで、県内6か所の広域物資の輸送拠点ができたということでもあります。東部であっ

たり南部が被災した場合には、その後方支援の拠点として活用されるということであるわけなんですけれども、この拠点ができたということで、今後は特に集積した物資を各残りの拠点に輸送したりとか、そこからまた2次の施設に配送していくという、やはり緊急輸送ルートと通行をしっかりと確保していくということが重要になってくると思います。これは飽くまで要望であります。特に県南、南部健康運動公園であったりとか、まぜのおかにその拠点があるということなんですけれど、そこへ運ぶための特に横断自動車道、阿南安芸自動車道の早期完成というのが物資輸送においては重要な点になってくると思いますので、引き続き、整備促進ということをお願いをしておきたいと思っております。それで本来の質問の内容といたしましては、これは緊急輸送道路1次、2次、3次ではないんですけれども、その地域のライフラインというようなことで、県道28号阿南小松島線の整備の状況についてお伺いをしたいと思っております。この県道28号阿南小松島線というのは、阿南市加茂谷地区へ通じる重要な幹線道路であります。日頃においても、その救命や救急の意味でも大変重要なライフラインであって、地元の方々からはその整備というのが、大変切望されているところであります。加茂谷地区においては、平成26年、27年に那賀川の洪水被害を受けて、今も築堤等々も行われておりますが、その分防災意識の高い地域であろうかと思っております。ただ、この阿南小松島線、特に持井工区においては、とても道幅が狭くて、また那賀川沿いである急峻な地形で、山と川に挟まれたそんな地形であって、特に地震が起こった場合に斜面が崩落する危険性があるのではないかと。また、那賀川の出水期においては、道路が漬かってしまうぐらいまで水がやってきます。加えて、吉井町の方から下の大野のほうに抜けていく道もあるんですけれども、これも浸水で漬かってしまいます。完全に孤立をしてしまうような状況になるんですけれども、その点において持井工区で道を上げるという、そして雨が降っても漬からないその整備が本当に求められているんですけれども、その阿南小松島線持井工区のこれまでの経緯であったり、その取組について教えていただけますか。

土井道路整備課長

ただいま、岩佐委員から阿南小松島線の持井工区について御質問を頂きました。阿南小松島線は、阿南市の阿瀬比町195号と小松島市赤石町国道55号をつなぐ幹線道路であります。それで特にこの阿南市加茂谷地区はこの沿線にございまして、日常的に徳島・小松島方面への通勤通学ですとか、3次救急医療機関である徳島赤十字病院などへの主要なルートとして地域の皆様にとりまして、委員がおっしゃいましたようにライフラインとして重要な役割を果たす道路と認識しております。この中で持井工区につきましては、幅員も非常に狭い上に、見通しも悪く、以前より改良についての地元からの強い要望がございました。そして、平成3年から道路改築事業を行っていましたが、用地取得が難航しまして、一度、一時休止しております。これは平成14年です。その後、地域の皆様方からまた強い要望もございまして、平成22年度に事業を再開しており、これまで用地取得交渉を進めてまいっております。

岩佐委員

平成3年からその事業を着手をされていたと。ただ、用地取得難航で一時休止をして、

今、また再開というようなことと聞いております。これまでの先輩議員の方々とも、この箇所は開通整備にかなり力を入れてこられた箇所だというふうに私も把握をしておりますけれども、現在、その用地の取得交渉を進めてこられたということなんですけれども、現在の用地の取得状況というのはどういう状況になっているのでしょうか。

土井道路整備課長

この度、今年度に入ってですけれども、懸案であった用地の境界が、これまで確定していなかったんですが、それが確定しまして、まとまった形での用地の取得ができました。これで全体の8割の用地が取得を完了いたしました。残る用地も後何筆かありますが、こちらにつきましても用地の地権者の方から事業に対して理解を頂いております、引き続いて交渉を進める手続を行うなどして、早期の取得に努めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

これまでなかなか難航していた用地取得が8割まで取得ができて、残りにおいても鋭意進めていけるような状況になったというようなことだと思いますが、その用地取得も含めて、今後その整備方針と言うんですか、どのように進めていくのか教えていただけますか。

土井道路整備課長

用地につきましては、引き続き取得に努めますとともに、続いて工事着手ということでございまして、持井橋との交差点の付近でこれまでに一部工事を行っていますが、それに引き続き100メートル程の区間について、今年度中に工事を発注したいと考えております。当工区の整備につきましては、地域の皆様方にとっては非常に懸案となっているということでございまして、それは県としても十分認識しておりますので、今後早期の整備完了に向け、事業推進に努めてまいります。

岩佐委員

心強い答えだったのかなと思います。加茂地区とか加茂谷地区だけではなくて、当然、那賀町からも阿瀬比からこの加茂を通過して小松島市に入っていくルートというのができるのかなということで、やはり先ほど話もありましたけれど、徳島赤十字病院であったりとか、そういう所への救急搬送というところでは、やはりこの持井工区ができることでスムーズな搬送ができるということで、本当に加茂地区だけでなく、那賀町の方々にとっても心強い道になるのかなと思っております。今後もできるだけ早い整備促進をしっかりと進めていただきますようお願いいたします。これは、加えての要望にはなるんですが、この懸案となっている持井工区の道ができたとしてなんですけれども、その先と言うんですか、県道22号との交差点に近い所、ちょうど持井橋から県道22号への三差路に当たる所というのがちょっと低い所になっています。この持井の部分というのが那賀川の無堤地区でもあります。やはり水が出た時には、そこの一番低い所というのは浸水してここも漬かってしまうと。ここにおいては、やはり3次の緊急輸送ルートになっているということなので、できるだけ早い無堤地区の解消、当然、これは加茂地区の築堤の整備が進んできた段階でというふうには聞いているんですけれども、無堤地区の解消というのは国に対

しても求めていただきたいと思いますし、県道としての整備もまた並行して進めていっていただいて、先ほど一番最初に申し上げましたけれども、物資が隅々まで発災時にも行き届くような道路網の整備をこれからもしっかりと進めていただけますよう、お願いをして終わります。

古川委員

私からも何点かお聞きいたします。今年は本当に災害が多い年で、豪雨から台風、また大きな地震も起こりました。本当にこれがますます頻発化していく、また激甚化していくということも言われていますので、災害対策、防災対策、減災対策は、県政の本当に最重要課題として位置付けて、今回の常任委員会でも来年度の施策基本方針が出されておりますけれども、しっかりと位置付けて努めていっていただきたいと思います。それです。今日報告がありましたこの臨時情報の対応につきましては、なかなか全体的にはイメージがしづらいなという印象を受けていますけれども、順番に聞いていきますと、まず半割れの場合は条件により避難をします。一部割れ、ゆっくりすべりの場合は自主避難又は警戒態勢継続ということなので、自主避難ではないわけですね。条件により避難と自主避難とは分けてあるわけですね。ですから、この避難というのは先ほど岡田委員から強制力は、ということをお話していただきましたけれども、どの程度促していくんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

古川委員さんから、今回の避難についてどの程度促していくのかという御質問を頂きました。今回の方針につきましては指針という扱いでございまして、今後国の方針ですとか、まとめるガイドラインですとか、そういうのも踏まえまして、市町村と検討してまいりたいと考えております。

古川委員

一応、避難と自主避難は分けてはいますが、どの程度やっていくかはまだぼんやりしている感じですね。それで、避難レベルを避難すべきと避難が望ましいと2段階に分けてはありますが、避難が望ましいのはどちらかと言うと自主避難的なものに近いかなという印象を受けています。避難すべきというのが津波の場合、避難が困難な方。また地震の揺れの場合、家屋倒壊の部分では未耐震の方。これは避難すべき方と位置付けたということなんですけれども、この避難すべき方には、自力避難困難者と沿岸南部の要配慮者については含めるということですね。ただ、この県民の全住民避難対象者を3グループに分類をするという事なんですけれども、これも先ほどからいろいろ質問等あったんですが、自力避難困難者から自力避難可能な要配慮者、このあたりの把握の状況というのは名簿ができていて、できていないみたいな話もありましたけれども、まずざっくり県全体として、自主避難困難者は何人ぐらいおいでるんですか。そして避難可能な要配慮者は何人ぐらいおいでるんですか。

佐藤保健福祉政策課長

ただいま、古川委員より自主避難が可能な要配慮者の方、それから自力での避難が困難

な要配慮者の方は、どの程度県内にいらっしゃるのかとの御質問でございます。先ほどからの御質問で、避難行動要支援者名簿については、県内の各市町村において整備ができています、あるいは現在進めているという状況がございます。本日お示しをしております、資料1におきましても、真ん中の表の部分になりますが、避難すべき方の所で津波の場合ですと避難が困難な方ということで、自力避難困難者ですとか、あるいは津波の到達時間が短時間である県沿岸南部の要配慮者については、避難すべき方に分類されているというような整理がされているところでございます。実際に、こうした臨時情報が発表された際に、具体的に避難する際には、やはり要配慮者の中でも実際に避難ができるかどうか、それと自力での避難が困難である方をしっかりと把握した上で、それぞれの要配慮者に対しての対応を図っていく必要があると思っておりますけれども、現時点ではそこまでの把握というのは県においてはできていないところでございます。

古川委員

先ほど、答弁の中で避難所は確保できているようなと発言があったと思っておりますけれど、何人ぐらいが該当するのか分からなかったら、検討の中でどれぐらいというのが分からないで検討していたということですよ。それで大体確保できていると言うのは、どうして言えるのかすごく感じますけど。何か言うことはありますか。弁明を。

北村とくしまゼロ作戦課長

先ほど、私から県全体で見たら、例えでお出ししましたのが南海トラフ巨大地震の被害想定による避難所への避難者数と比べまして、県下全域の避難者数が足りているということで例示を挙げさせていただいております。今、委員がおっしゃられましたとおり、先ほど佐藤保健福祉政策課長からも答弁がありましたとおり、要配慮者の中でもちょっと難しいような方と、お元気な方といらっしゃるしまして、そういう数がかめていないということは事実でございます。私どもといたしましては、今回対応方針を検討させていただくわけでございますが、今後、市町村で地域に根差した方針を作っていくと思っておりますので、その過程の中で連携してその辺の部分について取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。どちらかと言うと何とか足りてほしい。足りたらいいなみたいな感じの答弁だったかなと思うんですけど、そのあたりが明確になっていなかったら、これから聞くのはむなしい気もするんですけど、このあたりが基本になってくるのかなとは思っています。そのあたりがかめていなかったら、本当にできるのかなど。質問を続けますけれども、避難が困難な方、未耐震の方に避難を促していくということなんですけれども、避難先は親類知人宅も含めてと、ある人はそういう所に行ってもらって、それ以外の人は自治体の開設の避難所にとというような。どれぐらいの人がおるか分からんから、当然、個別には安全な親類・知人宅・学校がある方が、どれぐらいいるかということも全然分かっていないということだと思いますので、本当に何にも進んでいかないかなど。どれぐらいの避難所を確保したらいいかということも逆算できないですし、そのあたりしっかりとつかんでいかないといけないと思います。自治体の開設の避難所というのは基本的にはどんな施設な

んですか。コミュニティーセンターみたいな所があって、どれぐらい避難するかも分からないからね。コミュニティーセンターだけで足りるのか、学校まで使わないといけないのかというようなところまで、そのあたりもどういうふうに検討の中で話は出たんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今、避難所のリストは持ち合わせておりませんが、市町村で開設するような避難所といたしましては、今委員からおっしゃっていただいたとおり、例えば、コミュニティーセンターもそうですし、学校ですとかそういった市町村・県などが持っている公共施設で、市町村が避難所として設置するもの。また、中には民間施設で避難所としてもいいよということで、市町村が指定するものもあるかと思えます。

古川委員

分かりました。検討の中で、日頃使っていない所だったら割といけるんですけど、日頃活用しているような施設を、例えば1週間使わせてもらわないといけないわけなんですよ。こういうことの議論は何か出たんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

避難所の議論についての御質問ですけれども、避難先を今回の方針の中で検討していくに当たっては、やはり市町村が設置する避難所が前提になろうかと考えております。

古川委員

分かりました。臨時情報が出て、半割れの場合、避難すべき方を促していこうというのはあるけれども、どこに避難できるのかの可能性については、全くこれからみたいな感じですね、本当に。厳しいものがあるなという感じがしますけれど。この避難期間1週間程度ということなんですけれど、臨時情報が出て、何時間くらいの間には避難をしてもらうみたいな、このあたりのイメージはありますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

避難のイメージという御質問でございます。先ほど御覧いただきましたタイムラインで申しますと、こちらにつきましては、半割れという南海トラフの片側でマグニチュード8の地震があったケースと。それで、県内に大津波警報又は津波警報が発令されているという状態になろうかと思えます。その場合でしたら、まず地震が揺れましたら率先避難と言いますか、即避難ということでございますので、いち早く避難場所に避難していただくということが前提になろうかと考えております。

古川委員

半割れの場合で、こっちがそんなに揺れていなくても、津波警報は当然こっちにも出るだろうということで、警報が出た以上、速やかに避難してもらうということですね。そのあたり矛盾が出ないんですか。例えば、半割れの場合、警報が出ているから、避難が望ましい方というのは出てくるんですか。警報が出てしまったら、どうなるんですか。皆、避

難しいといけないものではないんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

こちらの例につきましては、警報が出ましたら、危険性がございますので警報なり注意報が解除されるまでは避難していただくと。それは皆さん統一しての動きになると思えますけれど、ただそこからの行動といたしまして、例えば、避難すべき方でしたら避難所に移っていただいて、避難生活を送っていただくと。避難が望ましい方につきましては、避難所に行ってくださいか、又は御自宅において次の地震とかに備えて避難の備えとか、それぞれその区分ごとに行動が違いますので、発災した当初の行動が同じということで、後はそれぞれ属性に応じた行動になろうかと考えております。

古川委員

取りあえず避難はしてもらわないといけないけれど、警報が出た後も、避難すべき方はまた次に大きいのが起こるか分からないから、1週間程度はそのまま残ってもらいたいなイメージですね。なるほど分かりました。あと、1週間程度の見極めと言うか、終了の見極めと言うのは、これも国の省庁で情報が出るのかも分かりませんが、そのあたりは、今どんな検討と言うか、どういう形で1週間なら1週間でびしゃっと切るのか、どういう状況になったら延ばすのかみたいなのは、大体は見えてきているんですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

今回、この方針を策定している前提としましては、臨時情報というのはすぐに切れるものではないと。例えば、1週間で切れるものとか、引き続きまだ相対的に可能性が高い状態が続いているということで、すぐに気象庁が解除というものはないんですけれども、可能性が低くなりましたというような発表で、終わりになるんですけれども、そういった情報が出ない状態で、ずっと可能性が高いまま続いているということが前提でございます。国も同様に検討をしておりますので、その中で、国も1週間程度というものが、同じような形で避難する期間ということで出ているんですけれども、国では一応その期間が来たら、その見極めと言うか、その辺のことを出すというようなことは、聞いております。

古川委員

臨時情報が出たら、1週間ですぐにもう大丈夫だとなるわけでは決してないんだけど、危ない状態が当然長く続くんだけど、よほどのことがない限り1週間ぐらいでという形で進んでいるということですよ。分かりました。本当にこの臨時情報の対応、一步踏み込んだ対応とは思っているので必要とは思いますが、やはりこれで対策が進んでいるかなど。今の話だとそうでもないなど。何かやらなければならないことが、どんどん増えていっているというイメージを受けて、これを打ち出したから即安心だというわけでは決してないと。これからこういう消化不良のものがどんどん増えていくというのは、いけないと思うので、こういう方針を年内に決めるのであれば、本当に実効性のある、知事がいつも言うように絵に描いた餅にならないように、本当に詰めていってやるべき事をどんどん進めていかないと、市町村がなかなか動かないのであれば、どうやって作ってもらうか

をね。どんどん把握をしていって、どれだけの人が自主的に動くのが難しい人なのか、その内何人が親戚とか知人の家があるのかとかね。そのあたりを詰めていかないと、実効性のあるものにはなっていないと思うんですね。そのあたり本当に時間がないので、迅速に進めていって、来年度しっかりと進めていけるような対策をとっていただきたいと思いますので、よろしく願います。あと冒頭でも言いましたけれど、常任委員会では各施策の来年度の基本方針が出ていますので、これに関して各部にお聞きしたいんですけども、まず危機管理部につきましては、大規模災害からの創造的な復旧復興というのを掲げて、応援受援体制の確立をというところが大事なかなと思っていますので、このあたり来年度どういうふうに進めていくか。まず一つ目にこの災害マネジメント総括支援員というのが出ていますけれども、これは11月の要望の中で、総括支援員の不足が懸念されるので制度の拡充をということを要望されていますけれども、私勉強不足でこのあたりよく分かっていないんですけど、災害マネジメント総括支援員はどういう方なんですか。

坂東危機管理政策課長

災害マネジメント総括支援員制度についての御質問を頂いております。今回、西日本豪雨の際に、これは元々は総務省が応援職員確保システムということで、これまでは例えば、避難所運営や、罹災証明書を発行するための家屋の被害調査、こういった特定の業務に関する職員の派遣は従来からございました。これは、知事会や関西広域連合という形で、それぞれが協定を締結して、それに基づいて派遣をしていたというのがございます。平成30年3月に、それに加えて総務省がそういう業務に関しても全国的な応援職員の確保システムを作りました。その中で、そういう特定の業務に従事するものと別に、災害対応全般のマネジメントをする、具体的には、まず発災をすると、避難所の開設でありますとか、開設した避難所に対して食事を届けなければいけないし、福祉避難所の問題もありますし、一方で、復旧復興に向けた罹災証明書の発行から生活再建に向けたものなど、膨大な業務がそれぞれの市町村に、県も同様ですけれども、かぶさってきます。その場合、市町村はそうした大きな災害というものは経験がない所がほとんどですので、熊本地震の時にそういうマネジメントというものを、最初に派遣された職員が助言をしたというのが非常に効果があった、こういう実例がありまして、それを制度化しようということで、総務省で制度化されたものでございます。具体的には、マネジメントというものをできる、ある程度経験を積んだ職員が市町村に入って、首長さんの横で助言をしながら、全体のマネジメント、進捗管理等をやっていく。そして、その中で必要に応じて応援職員が必要であれば、そういうことも助言をしていくと、そういう業務を行うものです。それについて、全国制度としては既にあるのですが、徳島県として県版の災害マネジメント総括支援員制度というのは、県内においても受援力を高めるために、そういう人材育成というものを、県職員、それから市町村職員についても養成をしていこうというものでございます。

古川委員

こういう総括的なマネジメントができる人は本当に大事だと思うので、これはさっき言ったように職員になるんですね。県の職員とか市町村の職員で首長さんの横について助言をするというから、かなり重要な役割と思うんですけども、この制度の中でその人がど

うやってそういう人になっていくんですかね。何か任命があるとか、研修があるとか。今、どれぐらいの方がなっているのかというあたりを教えてもらえますか。

坂東危機管理政策課長

マネジメントの総括支援員の現状についてでございます。現在は、県版のものをこれから年度内に創設していくということですので、総務省のマネジメントの総括支援員制度について答弁をさせていただきます。総務省においては、全国47都道府県、それから政令市等で人数は、刻々変化しております、大体140名から160名ぐらいおりますが、徳島県においては14名の職員を充てております。研修を受講するということが一つ要件になっていますが、これまでの過去の災害において、例えば、東日本大震災でありますとか熊本地震その他様々な災害がございましたけれども、そうした時に、応援派遣をされているという経験、こうしたものも加味して、それぞれの県において人選を行っているところでございます。

古川委員

分かりました。県版の制度も作って、しっかり体制を整備していくということで、これは本当に大事だと思います。私も東日本大震災に行った時に、阪神淡路大震災を経験した神戸の人と防災センターの職員は、本当に一番的確な意見があったので、そういうような人材がいてくれるか、いてくれないかは、大きな違いだと思いますので、このあたりしっかり進めていただきたいと思います。二つ目で、広域の応援受入体制。応援受入体制も大事なんですけれど、例えば、一番大きい南海トラフの地震が広域で起こった場合の時の応援体制というのは、大体は固まっているというか、大体応援は徳島県にはどこが来てくれるのかとか、そこまで決まっていなくても分かりませんが、大体どこかは来てくれるんですか。

坂東危機管理政策課長

広域の応援受入体制、例えば徳島の場合ですと、南海トラフの地震の場合は、一番に入りますのは鳥取県。これは同時被災をしないということを元々眼目に協定を締結をしております、鳥取県に優先的に徳島に来ていただくと。その他、関西広域連合でありますとか、中四国ブロックの中で、中四国ですと本県は鳥取県になりますけれども、各県それぞれカウンターパート方式で応援県を決めております。これに加えて、総務省の今年度に入ってきた応援職員の確保システムでありますとか、それぞれの職種によって、例えばDMA Tとか、TEC-FORCEとか、そういった特定の職種に関しましては、全国調整というものがなされております。ここで応援の受入れということに関して言いますと、これは今年西日本の豪雨の際にも課題となったんですけれど、実際に受入れをする場合、受入れをした応援職員をどこに配置をしていくか。そういう配置のマネジメントというのが、実際被災地に行ってみると結構難しいということでございます。したがって、単にカウンターパートで決めていくだけではなくて、本当に被災をしている所の情報を我々がつかまないといけないんですけれど、つかんだ情報の中でどこに配置をしていくかというマネジメントの部分をも十分することで、今回、応援受援体制の確立ということで挙げさせ

ていただいております。

古川委員

応援受援体制についても、今徳島県は鳥取県と協定を結んでいる。カウンターパートと言うか、一本釣りばかりしていたら、いろいろな所が重なってしまうと、実効性はどうかのかなという感じもするけれど、全国的には総務省は、実際災害が起こって状況を見ながら対応していくということなので、どこぐらいまで広がっていくかによって、また流動的な部分も出てくるということですね。分かりました。関西広域連合の中でもしっかり考えてもいくし、県独自でも考えていかないと、国に任せきっていただけいけないなというものがあるので、そのあたりもどンドンいろいろな所を増やしていかないといけない。また、専門人材も増やしていかないといけないのかなとは思いますが。官民連携による応援受援体制の訓練も官民連携はなかなか難しい。すぐにはできないので、これもしっかりと本当に力を入れてやっていっていただきたいなと思います。あと、県土整備部の基本方針にも安全安心・強^{じん}靱化ということで、あらゆる自然災害への対策というのを来年の基本方針に出されていますけれども、今回11月の要望でも、治水予算の大幅拡大ということを要望されていたと思うんですけども、今回、この新聞報道を見るとインフラの緊急対策ということで、2020年度までの3年間に7兆円の総事業費ということで報道されていました。治水の川の関係については、全国116河川で堤防の強化嵩^{かさ}上げなどを実施するという事なんですけれども、この河川の改修の部分については、7兆円の幾らぐらい付いているんですか。あと、総事業費で7兆円ですけど、その内の財源内訳みたいなものは分かりますか。

赤堀河川整備課長

ただいま、古川委員より河川の整備における重要インフラ緊急対策についての御質問を頂きました。まず、重要インフラ緊急点検^{いぶり}についてでございますけれども、これは平成30年7月豪雨や、北海道胆振東部地震など、災害時の重要インフラの機能確保について、ソフト・ハードの両面から緊急点検を実施し、緊急点検の結果得られた教訓などを踏まえ、平成32年度までのおおむね3年間で、特に整備を実施すべき対策として、平成30年12月14日に公表されたものでございます。その中で、河川といたしまして、全国116河川、県内では6河川といった新聞報道がございました。河川のインフラ整備については、7月豪雨の岡山県真備町でのバックウォーター現象といった、氾濫した場合に湛水深^{たん}が深く、人命被害等が生じる恐れのある河川での、堤防強化対策や堤防嵩^{かさ}上げなど、全国約120河川の内、県内の6河川、県管理河川5河川が抽出されているものと認識しております。詳細な内容については、まだ国からの情報を得られておりませんので、今後情報収集に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

次に聞こうと思ったことを先に言ってくれて、最初に聞いたことは何も触れられていなかったんですけど、また次答えてくださいね。7兆円の内河川の部分の額が分からないのであれば、分からないでいいですし、負担割合とか分かったら、教えてくださいと、それが質問だったんです。これから聞こうとしたことを答えてくれたんですけど、さっ

き緊急点検を挙げていって、吉野川と、あと県管理の5河川が選定されたということなんですけれども、これは県からこの河川をというふうに挙げていったのではなくて、県の管理河川全体から国がこれを選んだという形ですか。この2点お答えください。

赤堀河川整備課長

7兆円の河川整備費の内訳でございますけれども、7兆円の内幾らが河川の事業費かといったところについては、情報を得られておりません。また、県から挙げていった内容については、全国約120河川の内、県管理河川は5河川ということですが、これについては、国の重要インフラ緊急対策のメニューの中に様々なものがございまして、例えば、今5河川というのが公表されておりますけれども、この他にも洪水氾濫による危険性が特に高い河川での樹木伐採など全国2,340の河川数が公表されておりますので、国の対策メニューによって抽出されてきたものと考えております。

古川委員

分かりました。なかなかまだ情報が余り得られていないような感じもしますけれども、また次の2月の議会の時には、詳しいところも教えていただけたらと思いますので、ともかくこの河川、特に中小河川のハード整備というのは緊急を要すると思いますので、このあたりますます国に訴えていっていただきたいなと思っております。最後、農林水産部も1点聞いておきたいのが、農林水産部も大規模災害を迎え撃つ強^{じん}靱化と事前復興の推進ということで、来年度基本方針を載せています。この中で、復旧復興の迅速化に向けた地籍調査の推進というのを挙げていますけれども、地籍調査については今はかなり重点的にやってきたと思うんですけれども、来年度もこの基本方針を載せているということは、更に何かパワーアップしてやろうということよろしいんですか。

柏谷農山漁村振興課長

今、御質問のありました地籍調査につきまして、予算はまだ来年度なんですけれども、平成30年度と同規模の予算を確保して、順次進めていきたいと考えております。

古川委員

意識は強く持っているけれど、なかなか具体策は余りないという感じかなとは思いますが、本当に具体策もしっかり考えて、どうやったら進んでいくかというのを考えて、やってほしいなと思っております。最後、国が来年度から情報の関係で、本格運用する防災情報共有システム。これは事前委員会の時に少し聞きましたけれど、情報は入っていますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

事前委員会の際に、古川委員さんから国の次の総合防災情報システム、新聞報道がなされていた部分でございますけれども、そちらにつきまして御質問を頂きました。御質問を頂いてから国に確認いたしましたところ、御質問されたのは、県とつながるのかといった趣旨だったかと記憶しておりますけれども、こちらは省庁とか民間企業とか書かれておるんですけれども、今のところ県とつなぐ予定はないというような御回答を頂いております。

古川委員

でも、新聞報道によると自治体が収集する情報も集約するとなっていては集約しないということでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

私どもでお聞きをしております、内閣府が開発を進めております総合防災情報システムにつきましては、県とつなぐ予定は今のところないというような御回答を頂いております。

島田委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第19号の3、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

巨大地震による津波に対して子供たちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示して、避難防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて地震津波からの避難経路や避難場所を設定しております。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第1次避難場所、第2次避難場所を設定し、それを踏まえての実戦的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

島田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」という者あり)

(「採択」という者あり)

継続審査、採択、それぞれ御意見が分かれたので、起立により採決いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。
以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第19号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時06分)